改定前

	現	場	説	明	書	特記事項2
【建設発生土(処理)	1					
① (他工事等流用)	-					
	建設発生土は	市	町・村		地内の	工事現場に運搬
	(片道運搬距離					
② (建設技術センター	•)					
		市・町	· 村	地区	内のセンター	事業所に運搬(片道運搬距離
						 円をセンターに支払うこと。
						している土質性状同等以上とするこ
	と。(土質性状(記	(載例) 砂	質土、コー	ーン指数3	00kN/m²以上)
③ (民間残土受入地)						
	建設発生土は	市・町	• 村	地内(5	に運搬(片道運搬距離 に支払うこと。
	km) するものとする	 。なお、タ	0理費とし	て1 m³当	り <u></u>	円をに支払うこと。
	民間残土受入地へ	搬出する	土砂の土質	質は、各受	そ入地が指定	している土質性状同等以上とするこ
	と。(土質性状(記	型載例)砂	質土、コー	ーン指数3	00kN/m ² 以上)
【コンクリート塊・ア	スファルト塊・建設	発生木材	(処理) 】			
④ (分別解体等)						
	コンクリート塊、	アスファ	ルト塊、建	設発生木	材は、現場内	内において分別解体するものとする。
	その方法は、別表の	とおりと	する。なれ	お、その事	費用を下記の	とおり見込んでいる。
	コンクリート塊	1 m³当り_		円		
	アスファルト塊	1 m³当り_		円		
	建設発生木材	1 m³当り_		円		
⑤ (他工事等流用)						
	〔Co雜割材·		〕は、	市・	町・村	地内工事で使用する
	ものとする。					
⑥(バイオマス発電燃						
	建設発生木材は_	<u></u> 市・	町・村		也内の	のバイオマス発電燃料加工施設
	への搬出(片迫連挑	跆跳	km) をた	想定し、]	. t 当り	円を見込んでいる。搬出先を
	変更する場合には、					
						として区分される。一般木質バイオ
						鳥取県森林組合連合会認定団体によ
						マス証明制度)。受注後に認定団体
0 (111111111111111111111111111111111111		・流通が	困難となる	る場合には	は、発注者に	理由を付して協議を行うこと。
⑦(木材市場等へ売却	*				rate de	
						への搬出(片道運搬距離
						市場等への売却を妨げるものではな
	いが、売却先を変更	する場合	の埋田を作	寸して協調	養すること。	
⑧ (再資源化施設へ搬) [rfs 7:	± = n = v / l	Labele March 1	
		-				生資源として、下記の再資源化施設
						るものではないが搬出先を変更する
						書面による委託契約を行うととも
	に、運搬車両ごとに					tn #- 1- 7 = 1
(+k=n a b 1k	なお、再資源化施					報告すること
(施設の名称・	コンクリート塊					
受入れ費用)	ファファルト	ざ 正 日 辞 <u></u>	km)、	實用 1 t ++	ヨリ	
	アスファルトサ					——————————————————————————————————————
					1 t 当り	
	建設発生木材		_гт • ш] • /		地内の	円
			<u></u>			
			•		地内の 1 t 当り	 円
(受入れ時間帯)						
(文八40时间帘)	8時~17時(平 イ コンクリート					
						つること。 cm以下、長さm以下で
	り 建設発生不例 あること。	に因して	は、化守り	いい目かけ	· 、 、 注	
	エ 2次公害発生	の現れの	ある物質	(を今まわい	~ <u>}</u>
	一 4 人公古先生	マンル54 しりノ	える物具	()光(円守)	でロチルハ	<u> </u>

改定後 明

(農地の一時転用について)

本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する場合は、農地の一時転用が必要 である。そのため、受注者は、https://www.pref.tottori.lg.jp/295084.htmに掲載の着手前 に本工事が公共事業であることを証明する報告書を所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はそ の旨を連絡すること。また、別工事で設置済みの仮設道路等を継続して使用する場合も農業委 員会へ報告すること。

現 明

特記事項5

特記事項3

① (現場環境改善)

道路

③ (コンクリートスランプ)

⑭ (熱中症対策)

熱中症対策について https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm に掲載の熱中症予防対 策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。

また、気象庁から高温注意報(最高気温35℃以上が予想される場合)が発表された日に おいては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所 の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を 行うこと。

① (現場管理費補正)

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事とする。

熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、 https://www.pref.tottori.lg.jp/285759.htm に掲載の熱中症対策に資する現場管理費補正 の試行要領に基づき、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測 方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の 資料を工期末の14日前までに提出すること。

⑥ (日本芝生産地への配慮)

① (労災補償に必要な保険の付保)

略

現 明

特記事項6

⑱ (ICT 活用工事[受注者希望型(Light ICT を含む)])

本工事は、受注者希望型(LightICT を含む)の対象工事であるので、最新の「ICT 活用工事特記 仕様書(受注者希望型)」によること。

仕様書の改定状況は https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm を参照すること。

(19) (土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事)

本工事は、労働安全衛生規則第2編第12章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が 発生する恐れのある現場において行う工事である。

安全対策について、https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htmに掲載の「土石流の発生・ 到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。

② (標示板の設置)

本工事は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板 の工事種類について「国土強靱化対策工事(5か年加速化対策)」と標記すること。

標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底に ついて(令和3年6月1日付け 国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 事 務連絡)を参考にすること。

② (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策)

新型コロナウイルス感染症について https://www.pref.tottori.lg.jp/117319.htm に掲載 された最新の「工事現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底」に 従って、感染拡大防止対策を実施すると共に感染等が確認された場合は適切に対応すること。 また、対策ガイドライン、特記仕様書 Q&A、その他新型コロナ感染症に係る通知等も参照し 工事現場内の感染拡大防止対策を徹底すること。

改定前

明

① (農地の一時転用について)

本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する場合は、農地の一時転用が必要 である。そのため、受注者は、「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用の取扱 いについて」(平成24年10月15日付第201200109101号経営支援課長通知)に基づき、着手 前に本工事が公共事業であることを証明された報告書を所轄農業委員会へ提出し、工事完了後 はその旨を連絡すること。また、別工事で設置済みの仮設道路等を継続して使用する場合も農 業委員会へ報告すること。

現 明

特記事項5

特記事項3

⑩ (現場環境改善)

甪

道路

他

③ (コンクリートスランプ)

(4) (熱中症対策)

熱中症対策について https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm に掲載の熱中症予防対 策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。

また、気象庁から高温注意報(最高気温35℃以上が予想される場合)が発表された日にお いては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整 備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行う

⑤ (現場管理費補正)

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事とする。

熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、熱中症対策に資する現場管理 費補正の試行要領の制定について(令和元年6月12日付第201900066875号県土整備部長通知) に基づき、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測 結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき,計測結果の資料を工期末の 14 日前までに提出すること。

⑥ (日本芝生産地への配慮)

⑪ (労災補償に必要な保険の付保)

略

書 現 明

特記事項6

® (ICT 活用工事[受注者希望型(Light ICT を含む)])

本工事は、受注者希望型(Light ICT を含む)の対象工事であるので、最新の「ICT 活用工事特記 仕様書(受注者希望型)」によること。

仕様書の改定状況は https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm を参照すること。

(19) (土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事)

本工事は、労働安全衛生規則第2編第12章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が 発生する恐れのある現場において行う工事である。

安全対策について、https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htmに掲載の「土石流の発生・ 到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。

他

② (標示板の設置)

本工事は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板 の工事種類について「国土強靱化対策工事(5か年加速化対策)」と標記すること。

標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底に ついて(令和3年6月1日付け 国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 事 務連絡)を参考にすること。

他